

様式第1号(第2条、第5条関係)

道路工事施行承認申請書(新規・変更(年 月 日 第 号))

十日町市長 様

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

担当者(連絡先)氏名 _____

道路法第24条の規定により申請します。

電話 _____

| | | | | | |
|-------|------------------------|-----------------|-----------|-----|---------|
| 工事の目的 | (公共用・営業用・家庭用・その他) | 工事の場所 | 路線名 線(号) | | |
| | _____ | | _____ | | |
| | _____ | | _____ | | |
| | [予想交通量 台/日] | | 箇所 | 番地先 | |
| | | | 十日町市 | | |
| 工事内容 | 舗装 m ² 側溝 m | 工事方法 | (直営・請負) | | |
| | 管渠 m 盛土 m ³ | | 住所 | | |
| | 切土 m ³ 擁壁 m | | 氏名 | | |
| | 溝橋 箇所 m ² | | 担当者 _____ | | |
| | 函渠 箇所 m | | 電話 | | |
| | | | | | |
| | 歩車道ブロック取り外し m | 工 予 算 事 額 | 円 | 工 期 | 年 月 日から |
| | その他() m | | | | 年 月 日まで |

申請書添付書類（該当数字を 印で囲むこと。）

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 工事の場所の位置図 | 8 地下埋設物等の図書及び調書 |
| 2 工事の場所の平面図 | 9 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書 |
| 3 工事の場所の横断面図、縦断面図及び構造図 | 10 帰属承諾書 |
| 4 構造設計計算書 | 11 損害賠償責任負担請求書 |
| 5 事業計画概要書 | 12 土地交換申請書 |
| 6 施行計画書 | 13 現地の状況を示す写真 |
| 7 他の官庁署の許認可書の写し、又は確認書の写し | 14 その他必要な書類 |

注) 変更の場合にあっては、1 変更の理由書及び 2 から 15 までで変更事項に関するもののみとすることができるとができる。

留 意 事 項

- 1 工事に着手しようとするときは、3 日前（道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は、14 日前）までに、着手届に道路交通法第 77 条の規定による許可書の写しを添えて提出し、工事を施行するための指示を受けること。
- 2 工事に伴う危険防止のため、十日町市道路工事承認規則（以下「規則」という。）に基づき保安上必要な措置を講ずること。
- 3 工事は、規則に定める方法で施行すること。
- 4 工事の施行により他に損害を与えた場合は、承認工事者の責任と負担において処理すること。
- 5 承認を受けた工事の目的、内容及び工事の期間等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書に関係書類を添えて提出し、承認を受けること。
- 6 住所又は氏名を変更したときは、速やかに住所氏名変更届を提出すること。
- 7 承認工事者の一般承継人は、その権利の承継後速やかに承継届に承継の原因を証明する書類を添えて提出すること。
- 8 上記 5 から 7 までの事項以外の事項を変更しようとするときは、その都度届け出て、指示を受けること。
- 9 上記 7 以外の理由で、承認工事者の地位を承継しようとする者は、承認工事者と連名で地位承継承認申請書に承継の原因を証明する書類を添えて提出し、承認を受けること。
- 10 当該工事に起因して道路の区域変更が必要となる道路の付替工事等を施行した場合は、工事完了後指示に従い、道路敷地と他の土地との境界にコンクリート杭を設置すること。
- 11 工事が完了した場合は、直ちに完了届兼引渡書に関係書類を添えて提出し、検査を受けること。

付記

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、十日町市長に異議申立てをすることができます。（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、新潟県知事に審査請求をすることができます。）
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内）に、十日町市を被告として（訴訟においては市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。